

第二百十号議案

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第百条・第百一条）」を「（第百条―第百二条）」に改める。

第七十四条第三項ただし書中「児童四十人以下を通所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」を「第一項ただし書に規定する施設及び場合にあつては、それぞれ同項ただし書に規定する職員」に改める。

第百一条を第百二条とし、第百条を第百一条とし、第十五章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第百条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第七十四条第三項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五十五号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の改正に伴い、電磁的記録に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。